

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度 飛鳥・藤原受入環境向上対策業務

2 委託業務の目的

「飛鳥・藤原の宮都」の世界文化遺産登録に向けて、観光地域としての魅力向上や高付加価値化、観光客の受入環境整備を促進することを目的とする。

3 委託上限金額

5,000,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月18日（水）まで

5 委託業務の内容

世界文化遺産登録に向けた取組を推進する「飛鳥・藤原」エリアにおいて、観光地域としての魅力向上や高付加価値化に大きな役割を果たすガイドの活用支援や、旅マエ・旅ナカの観光情報発信を強化することで観光客の受入環境整備を行う。

(1) 「飛鳥・藤原」エリアのプロガイドの活用支援

① 「飛鳥・藤原」エリアのプロガイドを活用したモニターツアーの実施

・地域の関係者と調整を行い、モニターツアーを企画・実施すること。日帰り、泊付きを含めた旅程等については、提案によるものとする。なお、実施にあたっては、県と実施内容を協議すること。

※モニターツアーの実施回数は3回を想定し、各ツアー10名程度の参加を想定する。

※モニターツアーの参加費は徴収しないこと。（ただし、参加者の集合・開催地までの交通費は自己負担とする。）

※各モニターツアーでは、世界文化遺産の構成資産候補に限らず、構成資産候補の所在地である3市村の地域資源や地域ならではの体験コンテンツ等も含めてガイドするものとする。（ただし、各モニターツアーのストーリー・連続性等を鑑みて、近隣市町村の地域資源を含むことも可とする。）

※本モニターツアーはガイドのスキルアップも図る内容とするため、各モニターツアーには5名程度のガイドを帯同させること。

※各モニターツアーでは、少なくとも2市村の地域資源を含む内容とする

こと。

※各モニターツアー参加者やガイドの意見を分析し、②で実施する業務の参考とすること。

※実施にあたり、関係自治体等と協力すること。

② 旅行商品造成

- ・①で実施した研修等の実施結果や、①で実施したモニターツアーの分析結果、ガイドの意見を研究し、販売が見込める旅行商品を3商品程度造成すること。

※本業務で造成した旅行商品は令和8年4月以降に国内・国外向けに販売できる体制を整えること。

※造成した旅行商品に含まれる体験コンテンツ等については、商品タリフを作成すること。商品タリフの様式は県が提示する様式を使用すること（当該資料は旅行会社・オンライントラベルエージェント・宿泊事業者等に宣伝・営業等を行うためのセールスツールとしての活用を想定）

※本業務については、旅行業法に基づき、それぞれが登録する業務の範囲内において提案・造成できる内容とし、旅行業者等からの手配要請等があった場合、受託者において当該手配等を行うことができるものとする。

(2) インバウンド観光客の受入環境整備

① Google ビジネスプロフィール（以下、「GBP」という。）活用セミナーの実施

(ア) セミナーの企画・実施

- ・「飛鳥・藤原」エリアにおける観光事業者等に対して、登録や活用についての動機付けを行うセミナーを企画し、集客・広報を実施の上、セミナーを開催する。

(イ) セミナー実施後のフォローアップ

- ・(ア)で企画した内容をもとに実施したスキルアップ研修の実施後における個別相談について対応すること。

② GBP 登録・活用マニュアルの作成、配布

(ア) マニュアルの作成、配布

- ・登録・活用マニュアルを作成し、観光関連事業者等に周知する。

※本マニュアルは、今後、県が広く観光関連事業者等に周知できる汎用性に富んだ内容とすること。

6 成果物

委託業務完了時には、業務実施報告書を作成し、提出すること。なお、業務実施報告書には、以下の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容及び成果
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、委託業務の実施説明に必要と考えられる資料

※業務実施報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

7 再委託の制限

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断等をいうものとする。
- (2) 受託者は、業務の達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。ただし、業務の主たる部分ではないもので、以下に示すもの及びこれに類するものについては、この限りではない。
 - ① 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - ② 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
 - ③ 物品等の運送、保管の類
 - ④ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
 - ⑤ 会議等開催の会議室、会場等の借上げの類
- (3) 前項の場合において、受託者は第三者の行為について委託者に対して全ての責任を負うものとする。

8 権利関係

- (1) 受託者は、委託業務により作成される成果物の著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆送信権)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 条の 3 (貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を含む。)を全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、委託業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の承認を得なければ、著作権法第 18 条(公表権)及び第 19 条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

- (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

9 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。これは、委託業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 委託業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

10 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11 その他

- ・上記5の業務の実施にあたっては、別途、県が委託する「奈良県観光地域づくりマーケティング業務」の受託者と連携すること。
- ・委託業務に関わる責任者及び担当者については、委託業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。
- ・業務実施について、県と毎月1回以上のミーティングを行うこと。なお、必要に応じて観光キーパーソン/ステークホルダーも交えること。
- ・業務実施に係る費用、各種データの収集に要する費用及び各種調査に要する費用は、委託費に含む。
- ・業務実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上、決定すること。
- ・受託者は必要に応じて、委託者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。
- ・資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこと。
- ・委託業務により収入が生じた場合は、事業実施に必要な経費（事業経費）に充当する。事業経費から、収入金額を差し引いた額が、当初の契約金額を下回った場合は、その額を委託料とする。
- ・本仕様書に定める事項及び定める内容について変更の必要が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要

と思われるものについては委託業務に含まれるものとする。

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。